

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ ホールインワン保険

Q：私は、先月ホールインワンを達成し、ホールインワン保険を取得しました。ホールインワン保険にも所得税がかかるのでしょうか。

A：ホールインワンを達成したことにより受領した保険金は、対価性を有しない一時的なものですので、一時所得として所得税が課税されます。

【解説】

ゴルファーにとっては、誰もが夢見るホールインワンですが、いつの頃からかこのホールインワン達成の際には友人、知人に記念品を贈ったり、飲食を提供するなどお金がかかるようになりました。そんなときのために保険も用意されており、ホールインワン達成の際には保険金が下りるようになっています。この保険金は対価性を有しない一時的なものなので一時所得として課税されます。

一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除して、その残額から一時所得の特別控除額50万円を控除した金額となり、この一時所得の金額の2分の1が課税対象となります。

この場合、その収入を得るために支出した金額とは、その保険金の掛金のみであり、記念品代などの費用については、一時所得の必要経費として控除することはできません。

